特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案 新旧対照条文

○国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)(抄)(附則第四条関係)

改正案	現行
附則	附則
第二条 (略)	第二条 (略)
2 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項	2 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項
の表の下欄に掲げる事務のほか、当分の間、日本国有鉄道の改革に関	の表の下欄に掲げる事務のほか、当分の間、日本国有鉄道の改革に関
する事務、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別	する事務並びに自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険
会計法の一部を改正する法律(平成十三年法律第八十三号)附則第二条	特別会計法の一部を改正する法律(平成十三年法律第八十三号)附則第
第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の	二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一
規定による改正前の自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号	条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十
)の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再	七号)の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責
保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業に関する事務並びに特	任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業に関する事務をつ
定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法(かさどる。
平成二十四年法律第号)第三条第一項に規定する特定保険者交	
付金交付契約に関する事務をつかさどる。	

(傍線部分は改正部分)